す 奈良県指定障害者支援施設 をここに公布する。 0 人員、 設備及び運営の基準等に関する条例 \mathcal{O} 部を改正

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山 下

真

奈良県条例第三十五号

改正する条例 奈良県指定障害者支援施設 0 人員、 設備及び運営の 基準等 に関 する条例 \mathcal{O} 部 を

年十二月奈良県条例第三十一号) 奈良県指定障害者支援施設 0 人員、 \mathcal{O} 部を次 設備及 \mathcal{O} Ű ように 運営の 改正する。 基準等に関 す うる条例 平 成二十

第三条に次の二項を加える。

- 4 特定相 利用者の に向けた措置を講じなけ 指定障害者支援施設は、 談支援事業を行う者と連携を図 法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は 地域生活 \sim の移行に関する意向を把握 利用者 ればならない の自己決定 ŋ 9 \sim の尊重及び意思決定の支援 利用者の希望に沿って地域生活 当該意向を定期的に確認 一般相談支援事業若 配 する 慮 \mathcal{O} 0 は つ、
- 5 祉サー 業を行う者と連携を図りつつ、 の支援に ビス 指定障害者支援施設は、 \mathcal{O} F 利用に 配慮しつつ、 ス の利用状況等を把握するとともに、 関する意向を定期的に確認し、 利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉 利用者の当該指定障害者支援施設以外に 必要な援助を行わ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定 一般相談支援事業又は特定相談支援事 なければならない おけ る指定障 害福 サ

第二十六条中第三項を第四項とし、 第五条第 一項 中 「又は作業療法士」 を「、 第二項を第三項とし、 作業療法士又は言語聴覚士」 第一 項の次に に改 次 \mathcal{O} 8 項を加

える。

るよう、 指定障害者支援施設は、 利用者の意思決定の支援に配慮 利用者が自立 L なけ た日常生活又は社会生活を営 れ ばならな むことが で

定の支援に配慮 第二十七条第二項中 0 \mathcal{L} 行い に改め、 を 同項に後段とし 「行うとともに、 て次 利用者の自己決定の \mathcal{O} ように加える 尊重及 び意思

確認担当者が この場合にお 把握 て、 サー た利用者の地域生活 ピ ス管理責任者は、 \sim \mathcal{O} 移行に 第二十八条の三第一項の 関す る意向等を踏まえるも 地域 移行

第五 意向等を改め 項を同条第十 同条第五 条第八項とし 同条第七項中 行等意向 一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。 第二十七条第十項中 一項とし 項中 確認担当者を含む。 て確認するとともに」 同条第三項を同条第四項とし、 「利用者」 項とし、 利用者」 同条第六項中 「第七項」 の下に の下に 同条第九項を同条第十項と 「第四項」 _ 「及び当該利用者に 「及び当該利用者」を、 を、 を を加え、 第 「開催 を「第五項」 八 項 同条第二項の次に次 同項を同条第六項とし、 に、 の下に 対し 「第八 に改め、 て指定計画相談支援 同条第八項を同条第九項と 「担当者等」 項」 を行う者」を加え、 当該 を 同項を同条第七 利用 \mathcal{O} 「第九 項を加え 者の生活 の下に「 同条第四項を同 項」 に (法第五 項とし、 に対対 同項を同 改 (地域移 め する

に 0 七 1 適切に て丁 ス メ 寧に把握しなけれ 意思決定の支援を行うため、 トに当た 0 ては、 ばなら 利用 な 者 が自 VI 当該利用者の意思及び ら意思を決定することに 選好並 木 **|難を抱える場合** び 判 力

第二十八条に次の一項を加える。

2 者の意思決定の支援が行 とした上 サ ビス管理責任者は、 で、 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には われるよう努め 業務を行うに当た なけ ればならない 0 7 は、 利 用者 \mathcal{O} 自己決定 \mathcal{O} 尊重を 適切 則

第二十八条の次に次の二条を加える。

(地域との連携等)

第二十八条の二 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等 ば ならない 指定障害者支援施設は、 施設障害福祉 サ ピ \mathcal{O} ス \mathcal{O} 地域との 提供に当た 交流を図らな 0 7 は、

- 2 年に に、 町 \mathcal{O} 家族、 村の 指定障害者支援施設は、 要な要望、 回以 担当者等により (以下この 地域住民 地域連携推進会議 条にお 助言等を聴 \mathcal{O} 代表者、 構成さ V て 施設障害福 れる協 施設 「地域 、機会を設、 にお 障害福祉サ 連携推進会議 議 祉 V 会 サー け て、 (テレ なけ 事業 ピ ピ れ ピ ス スに ば 電 \mathcal{O} \mathcal{O} という。 なら 運営に係る状況 話装置等を活用 提供に当た 9 な 1 7 知 を開 見を有する者並 0 7 催 は、 を報告するととも て 行うも 用 お 者及 お び \mathcal{O} を含 に市 び そ
- 3 設 年に一 け 指定障害者支援施設 な け 回以上、 れ ば ならな 地域連携推進会議 は 前 項に規定する地域連携推進会議の の構 成員が指定障害者支援施設を見学す 開 催 \mathcal{O} ほ か、 る機会を お お ね

- 4 成するとともに、 指定障害者支援施設は、 当該記録を公表 第二項 の規定による報告、 しなけ れ ば ならな 要望、 助言等に 0 1 7 0 記 録 を
- 5 知事が る外 前三項の 定め 部 \mathcal{O} 規定は、 るも 者による評価及び当該評価の実施状況 のを講じてい 指定障害者支援施設が る場合には、 適用 そ の提供する施設障害福 L な の公表又はこれ VI に準ず 祉 + る措 ピ 置と ス \mathcal{O} 質 に 7

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第二十八 利用に 等 の いう。 握、 域移行等意向 把握 、条の三 関 用 はする意 を適 及び 者 の当該指定障害者支援施設以 利用者 切 確 指定障害者支援施設は、 向 行うため 認担当者を選任 \mathcal{O} 定期的 0 当該指定障害者支援施 な確認 地域移行等意向 しなけ (以下この 利用 外に れ ば 条に 設以 なら 確 おけ 者 認等に $\bar{\mathcal{O}}$ 外に な お る指定障害福祉 地域生活 11 V 関す 7 お け 地域移行等意 る指針を定めるととも る指定障害福 \sim \mathcal{O} 移行 サ に関 ピ 向 祉 ス する意向 確 サ \mathcal{O} 利用 認等」 ピ に、 ス \mathcal{O} \mathcal{O} 況 把

- 2 サ 障害福祉 地 T 域移行等意向 ピ セス ス管理責任者に報告するとともに、 サー ン ピ 確認担当者は ス \mathcal{O} 計 際に地域移行等意向確認等 画 の作成に係る会議に報告しなければならない 前項 \mathcal{O} 指針 当該内容を第二十七条第六項 に にお 基 づ き、 1 7 | 把握 地域移行等意 又は 確 向 認 確 に規定する施 した内 等 を実施 容を
- 3 地域生活 行う者と連携 第三項各号に掲げ 地域移行等意向 への移行に向けた支援を行うよう努め る事業を行う者又は 地域における障害福祉 確認担当者は、 地域移行等意向確認等に当たっては、 一般相談支援事業若しく サ ピ なけ ス の体験的な利用に係る支援その れ ばならな VI は特定相 法第七十 談支援事業を 七条 \mathcal{O}

第五十一条に次の二項を加える。

- 3 (平成十年法律第百十四号) めるよう努め 指定障害者支援施 規定す 九 お 項に 7 規定する新感染症をい る新型イ 「第二種協定指定医療機関」 なけ 設は、 ン ればならな フ ル 感染症 エ 第六条第十 ン ザ等感染症、 · う。 の予 次項に 防及 とい 七項に規定す Ű **、**う。)感染症 おい 同条第八 て 同 \mathcal{O} と Ü $\bar{\mathcal{O}}$ 患者に対 項に規定する指定感染症 る第二種協定指定医療機 間 で、 \mathcal{O} 発生時 す 新 る医療 興感染症 等 \mathcal{O} 関 対応を取 (同条 す んる法 又 関 は 次 1)
- 4 議を行わ は、 指定障害者支援施 当該第二種協定指定医療機関 な げ れ ば 設 ならな は、 協力医療機関 \mathcal{O} 間 が第二種協定指定医療機関 で、 新興感染症の 発生時等 で あ \mathcal{O} 対応 る場合に 0 11 お 7 1

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 けるよう努めなければ」と、 及び運営の基準等に関する条例 よう努めなければ」とする。 の規定の適用につい 日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県指定障害者支援施設 この条例の施行の 、ては、 日 (次項において 同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは 同条第四項中「公表しなければ」とあるのは (次項におい 「施行日」 て「新条例」 という。 とい から令和七年三月三十一 . う。 第二十八条の二 の人員、 「公表する 設備
- 3 ければ」 ば」とする。 適用につい 施行日から令和八年三月三十一日までの間における新条例第二十八条の三の規定の ては、 同条第二項中 同条第一項中 「報告しなければ」とあるのは 「選任しなければ」とあるのは 「報告するよう努めなけれ 「選任するよう努めな